

上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

新規採用(平成24年4月1日)及び退職(平成23年度中)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勤奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	11人	8人	1人	3人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

職員数の状況(4月1日現在)

年度	22年度	23年度	24年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	217人(-4)	215人(-2)	216人(1)

人件費の状況(平成23年度一般会計、決算)

住民基本台帳人口(H24年3月末現在)	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
31,495人	10,356,630千円	554,488千円	1,718,722千円	16.6%	17.1%

職員給与費の状況(平成24年度一般会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	前年度の1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
195人	724,398千円	102,861千円	262,987千円	1,090,246千円	5,591千円	5,778千円

職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成24年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	311,200円	40.3歳	302,100円	52.1歳

その他の職員手当の状況(平成24年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~24,500円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)
時間外手当	平成23年度(一般会計)
	支給総額 26,816,251円 職員1人当りの支給月額 14,144円
特殊勤務手当	以下の業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円(平成23年度該当なし)

特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	2.95月分(平成23年度支給割合)				

※平成17~24年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。(上記は減額後の金額です。)

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 :6日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,774日	2,260日	203人	11.1日

▼問い合わせ先=総務課 秘書庶務係 ☎(56) 9113

10月15日~21日は 行政相談週間

10月15日(月)~21日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進することも行政運営の改善を図ります。

町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、奇数月の第1水曜日と第3水曜日に上三川いきいきプラザで、定例相談(心配ごとなんでも相談)を開設し相談を受け付けています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

▼相談先＝

●行政相談委員

藤田 猛さん

☎090(1651)6302

●行政相談委員

高田 すみ子さん

☎(56) 2719

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎(56) 9117

10月は「土地月間」 大規模な土地取引には 届出が必要です

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要で

○届出の必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化調整区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(1団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

○届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

○届出者

権利取得者(土地売買の場合は買主)

○届出期限

契約日から2週間以内(契約口を含む)

○届出書類

土地売買等届出書 2部(正本1部、副本1部)

▼問い合わせ先＝

企画課 政策調整係

☎(56) 9118